

奈良県告示第三百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

平成三十年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成三十年十一月九日現在の地番による。）
大和郡山市小泉町一〇三二番一の一部、一〇三二番六及び一〇三二番八の一部
- 二 申請者氏名 仲元男
- 三 申請者住所 大和郡山市小泉町一〇一七番地
- 四 道路の幅員 四・二〇メートルから八・七〇メートルまで
- 五 道路の延長 三三・〇〇メートル
- 六 指定年月日 平成三十年十二月三日
- 七 指定番号 郡土第三〇〇五号